

国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院長候補者選考規程

〔平成21年 3月31日〕
規 則 第 79 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院長候補者（以下「研究院長候補者」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 大学院総合国際学研究院教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号の一に該当する場合に、研究院長候補者を選考する。

- (1) 研究院長の任期が満了するとき。
- (2) 研究院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究院長が欠員になったとき。

第3条 研究院長候補者の選考は、前条第1号に該当する場合は、任期満了の少なくとも1ヶ月前に、同条第2号及び第3号に該当する場合は、すみやかに行う。

(資格)

第4条 研究院長候補者は、教授会構成員の教授とする。

(選考の方法)

第5条 研究院長候補者選考のため、予備選挙及び本選挙を行う。

第6条 選挙権者は、教授会構成員とする。

- 2 選挙は、単記無記名投票とする。
 - 3 予備選挙においては、得票数の上位5名（5位に得票同数の者があるときは、これを含める。）を選出する。
 - 4 本選挙においては、予備選挙における5名について投票を行う。
 - 5 本選挙投票総数の過半数を得た者を当選者とする。
 - 6 得票過半数を得た者がいないときは、上位2名（第2位に得票同数の者があるときは、これを含める。）につき更に投票を行うものとする。
- 第7条 前条の投票総数が選挙権者総数の2分の1に満たない場合は、改めて投票を行うものとする。

(研究院長候補者の決定)

第8条 教授会は、選挙結果に基づき、研究院長候補者を決定する。

(推薦)

第9条 教授会議長は、前条により決定した研究院長候補者を学長に推薦する。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の議を経て役員会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される研究院長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。